

応募締切

令和8年
3/27(金)
必着

川柳 消費生活

大募集

テーマ
「消費生活に関する注意喚起」
「悪質商法や詐欺による被害防止」

消費者トラブルや特殊詐欺を未然に防ぐための
気づきや工夫を「五・七・五」にのせて川柳を
つくってみませんか？

応募
資格

埼玉県在住または県内に通勤・通学している方
1人2句まで応募可能です。

応募
方法

(1)応募用紙による応募

応募用紙に必要事項を記入のうえ、以下のいずれかの方法でご応募ください。

- ・郵送
 - ・杉戸町産業振興課窓口に設置の応募ボックスへ投函
- ※学校、施設等で取りまとめをしていただき、複数の応募用紙を同封することも可能です。



審査
及び
決定

入選作品の選定および最優秀作品の決定は、埼玉新聞社を中心とした審査会で行います。
入賞者には杉戸町推奨土産品等の賞品を贈呈します。

発表

入賞作品の発表は、令和8年4月下旬を予定しています。
入賞者には本人へ直接通知し、展示・発表は杉戸町で行います。
杉戸町・埼玉新聞社 HP および埼玉新聞(紙面)等にも掲載予定です。



届いたの
写真と違う
謎のモノ

言って入るな
わが家には
点検と



川柳 応募用紙

テーマ 「消費生活における注意喚起」
「悪質商法や詐欺による被害防止」

高齢化社会の進行やデジタル化の進展など、私たち消費者を取り巻く環境は、日々複雑化・多様化しています。埼玉県では、令和6年度の消費生活相談件数が約54,000件にのぼり、前年度から約2,000件増加しました。今後も消費者トラブルの増加が懸念される中、被害の未然防止や注意喚起につながる川柳を募集します。

川柳は、1枠につき1句(2句)までご記入できます。

1	上五	中七	下五
2			
作品への想い等、ご記入ください。			

氏名	ふりがな
ペンネーム (匿名希望の場合)	
住所	〒
電話番号	

応募方法

- 応募用紙による応募
- インターネットからの応募



応募
問合せ

〒345-8502 杉戸町清地2-9-29
杉戸町産業振興課 商工観光担当(川柳応募担当)
TEL 0480-33-1111
(受付:平日 8:30~17:15/土日祝を除く)

消費者月間とは

「消費者基本法」の前身である「消費者保護基本法」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされています。消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行う期間です。

応募上の注意

- (1)応募作品は、自作かつ未発表のものに限ります。
なお応募作品は返却しません。
- (2)応募作品の著作権は杉戸町に帰属し、応募者の承諾を得ずに啓発事業に使用する場合があります。
- (3)いただいた個人情報は本事業にかかる目的のみ使用し、他の目的には使用しません。
- (4)人工知能(生成AI)などによる作品は不可とします。
- (5)詳しくは実施要項をご覧ください。